

「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラムⅡ」【概要版】

【背景及び趣旨】

保育所利用児童数が増加するとともに、少子化や核家族化等を背景として、子育ち・子育てに係る様々な課題が顕在化し、保育所が果たす社会的な役割は近年より一層重視されている。こうした保育を取り巻く環境等の変化に迅速かつ的確に対応し、全ての保育施設が、より質の高い保育が提供できるよう、「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の検証をおこなうとともに、新たな「保育所保育指針」を踏まえた取り組むべき課題等を整理し、それに対応した基本施策と具体的な取組をまとめた「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラムⅡ」を策定する。

【位置付け】

宇都宮市次世代育成支援行動計画 「第2次 宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」の基本施策「すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実」を推進し、保育サービスの質の向上を図るために具体的な方向性を示すもの

【計画期間】

令和2年度から令和11年度までの10年間とし、社会状況の変化等を踏まえ必要に応じて適宜改定する。

保育所の現状と課題		方向性
基本施策1 保育実践の改善・向上	(1) 園の特性を活かした創意工夫のある教育・保育の実施 ・保育所保育指針において、保育所が「幼児教育を行う施設」として幼児教育の必要性が明確化され、幼児教育に共通する「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という新たな視点が示されたことなどを踏まえ、各園の特性等を活かしながら、創意工夫のある教育・保育を行う必要がある。	幼児教育に共通した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、各園の特性等を最大限活用しながら、創意工夫のある教育・保育を行う。
	(2) 保育実践の改善及び質の向上の推進 ・国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づいた「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において保育所等における自己評価を義務付けているが、実施園が全体の約7割にとどまっている。また、受審が努力義務となっている第三者評価についても受審が進んでいないため、全ての保育所等において自己評価の実施を行うとともに、保護者アンケートや、 <u>公開保育を活用し</u> 第三者の評価を得ることや、保育実践に対する優れた取組や改善点について参加者と共に共有し、保育の質を高め合うための取組が必要である。	「保育所における自己評価ガイドライン改定版」の活用や公開保育を活用した保育実践の改善及び質の向上を推進する。
	(3) 小学校教育との円滑な接続 ・保育所保育指針等により、保育所から小学校への円滑な接続が求められていることから、これまで以上に、 <u>小学校との連携の充実を図る必要がある</u> 。	保育所と小学校との円滑な接続に向けた取組の充実・強化に努める。
基本施策2 子どもの健康と安全確保	(1) 虐待の早期発見及び支援、関係機関との連携強化 ・虐待が疑われる家庭や育児に不安を抱える保護者が増加していることから、 <u>表面化しづらいケースについても、早期に発見し対応する必要がある</u> 。	虐待の早期発見・支援のため、その知識や方法等を周知するとともに、関係機関との情報の共有化を行い、連携強化を図る。
	(2) 適切な環境及び衛生管理 ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防や食中毒発生時に備え、国から「 <u>感染症ガイドライン</u> 」等に基づく適切な対応が求められていることから、 <u>衛生知識の向上</u> に努める必要がある。また、アレルギー疾患児など、健康支援が必要な児童に対し適切な対応と保健的で安全な保育環境の維持・向上を図る必要がある。	保育環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備等の衛生管理及び衛生知識の向上に努める。
	(3) 慢性疾患児や医療的ケア児等に対する安全な保育環境の確保 ・慢性疾患児や医療的ケア児等、特別な配慮が必要な児童の入所相談が増加していることから、 <u>慢性疾患児や医療的ケア児等に対する理解を深め、より身近な園で児童の状態に合った安心・安全な保育環境を整備し、受入を促進する必要がある</u> 。	慢性疾患児や医療的ケア児等に対する理解を深め、全ての児童が安心・安全に生活できる保育環境の整備に取り組む。
基本施策3 専門性の向上	(4) 事故防止及び安全対策の強化 ・保育中の事故防止においては場面に応じた適切な対応をすることが重要となっており、日常的に利用する散歩経路や公園等についても異常や危険箇所の有無、工事箇所等を含め点検し、事故の発生防止に取り組む必要があることから、 <u>新たに報告される事例をもとに、さらなる安全対策や安全な保育体制を確保する必要がある</u> 。	危機管理に対する意識を高め、事故防止及び安全対策の強化を図る。
	(5) 災害発生時の対応体制の構築 ・火災や地震、台風などに備え日頃から避難訓練を実施しているが、集中豪雨による水害等の発生により、さらなる安全な保育環境の確保が求められていることから <u>地域の実情を踏まえた防災対策を行う必要がある</u> 。また、災害により保育継続が困難となった場合を想定し緊急時の対応体制の強化を図る必要がある。	安全な保育環境の整備に務めるとともに、緊急時の対応体制の構築を図る。
	(1) 特別な配慮（医療的ケア児・外国籍の児等）を必要とする児童及び家庭に対する適切な個別支援 ・外国籍家庭等、特別な配慮を必要とする家庭などでは、社会的困難を抱えている場合も多くその問題も複雑化、多様化しており個別の支援を行う必要がある。また、特別な配慮が必要な児童については児童の発達過程等を把握し計画的に保育を展開することが求められていることから、 <u>保護者や関係機関等と連携し児童や家庭の状況等に応じた具体的な支援を行なう必要がある</u> 。	特別な配慮（医療的ケア児・外国籍の児等）を必要とする児童及び家庭に対する理解を深め、適切な個別支援を行う。
基本施策4 保育を支える基礎の強化	(2) 保育所内外の研修の充実 ・国においては保育士等のキャリアアップ研修ガイドラインを策定し、職務内容に応じた専門性の向上を図るために研修体系が整備された。保育所職員は自身のキャリアを考え、自らの職位や職務に合った能力を身に付けるための外部研修が受講できるよう、 <u>キャリアアップ研修の受講促進と受講しやすい環境の整備</u> をする必要がある。	各職員が必要な知識及び技能を身に付けられるよう、職位や職務に応じた研修機会の充実を図る。
	(1) 保育士の業務改善及び精神的負担の軽減 ・保育ニーズの増加により保育の受け皿を支える保育人材が不足している中、児童の教育・保育のほか、児童の成長記録や指導計画の作成、乳児の睡眠中の定期的な確認と記録をはじめとした安全な保育環境の確保に向けた取組や、保護者対応など多岐に渡り業務負担が増加している。保育士の確保と定着を図るには、 <u>保育士の業務の効率化を含む働きやすい環境を整備し、職員の就業意欲を向上させる必要がある</u> 。	保育士の業務改善及び精神的負担の軽減し、働きやすい環境の整備に取り組む。
	(2) 保育従事者の確保・育成 ・将来の保育の担い手となる学生の保育実習の受け入れにおいては、より効果のある実習が実施できるよう指導に努めているが、一般企業等に進路を変更する学生が一定の割合で存在している。将来の保育士確保に繋げるためには、保育士を目指す学生の志を大切に人材を育成する必要があることから、実習生に対する指導法を身に着けるため、 <u>保育実習指導者のスキルアップに向けた研修等の機会を確保するとともに、保育士の仕事の魅力を発信していく必要がある</u> 。	保育実習指導者に対するスキルを高めるとともに、保育の仕事の魅力を発信し、保育従事者の確保・育成に取り組む。
	(3) 保育所の専門性を生かした子育て支援 ・保育所においては、地域の人々と共に子どもの育ちを支えていくことが重要となっており高齢者との交流など様々な事業を行っている。子育て支援については、保育所の専門機能を地域住民のために活用することが期待されていることから、開かれた保育所運営を行い、 <u>保育所の専門性を生かした子育て支援を積極的に行っていく必要がある</u> 。	保育所が地域に開かれた社会資源として、関係機関や子育て支援に関する地域の人材と積極的な連携を図り、子育て支援を推進する。